

退職金共済制度

ご加入の
事業所の方へ

みどり市では、退職金共済制度の加入を促進し、従業員の福祉増進・雇用の安定を図り中小企業の振興に寄与するため、国・県の退職金制度に新規加入・追加加入・掛金増額をした中小企業者に対し、掛金の一部を補助する制度を設けています。

【対象となる制度】

中退共	中小企業退職金共済制度
特退金	特定退職金共済制度

【対象となる中小企業者】

資本金又は従業員数のいずれかが次の区分に該当する方です。

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サービ業	5 千万円以下	100 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下

【対象となる共済契約】

平成31年2月1日から令和4年12月31日までに契約があったもの

- * 新規加入 (初めて加入された事業所)
- * 追加加入 (新しく従業員が加入した場合)
- * 掛金増額 (加入していた従業員の掛金を増額した場合)

【補助金の額・期間】

被共済者(従業員)1人につき月額500円、36ヵ月に限り補助します。

【申請に必要なもの】

下記書類を必ずご持参ください。

- ① 印鑑(個人は個人印、法人は代表者印)
- ② 「お客様の情報の利用に関する同意書」(用紙は商工会にあります。)
- ③ 振込希望金融機関の預金通帳
- ④ 市税の「未納税額のないことの証明書」(令和5年1月5日～10日発行)
※「利子補給」と同時に申請する場合、証明書は一通で結構です。
- ⑤ 新規加入・追加加入・掛金増額の実事が証明できる書類(申込書の写し等)

【申請の日程】

令和5年1月5日(木)・6日(金)・10日(火)

受付時間は、午前9時～午後4時まで (みどり市商工会 本所・東支所)
(正午～午後1時までは、休憩時間となります。)

※ 東支所は1月6日(金)のみの受付となります。

※この期間を過ぎると補助金の申請は受けられませんので期日を厳守してください。

※みどり市商工会での受け付けは、当会会員及び大間々町・東町の方が対象です。

※商工会にお越しになる際には**マスクを着用**していただくとともに、受付時に**健康状態申告書**に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

みどり市商工会 本所 TEL 73-6611・支所 TEL 97-2201